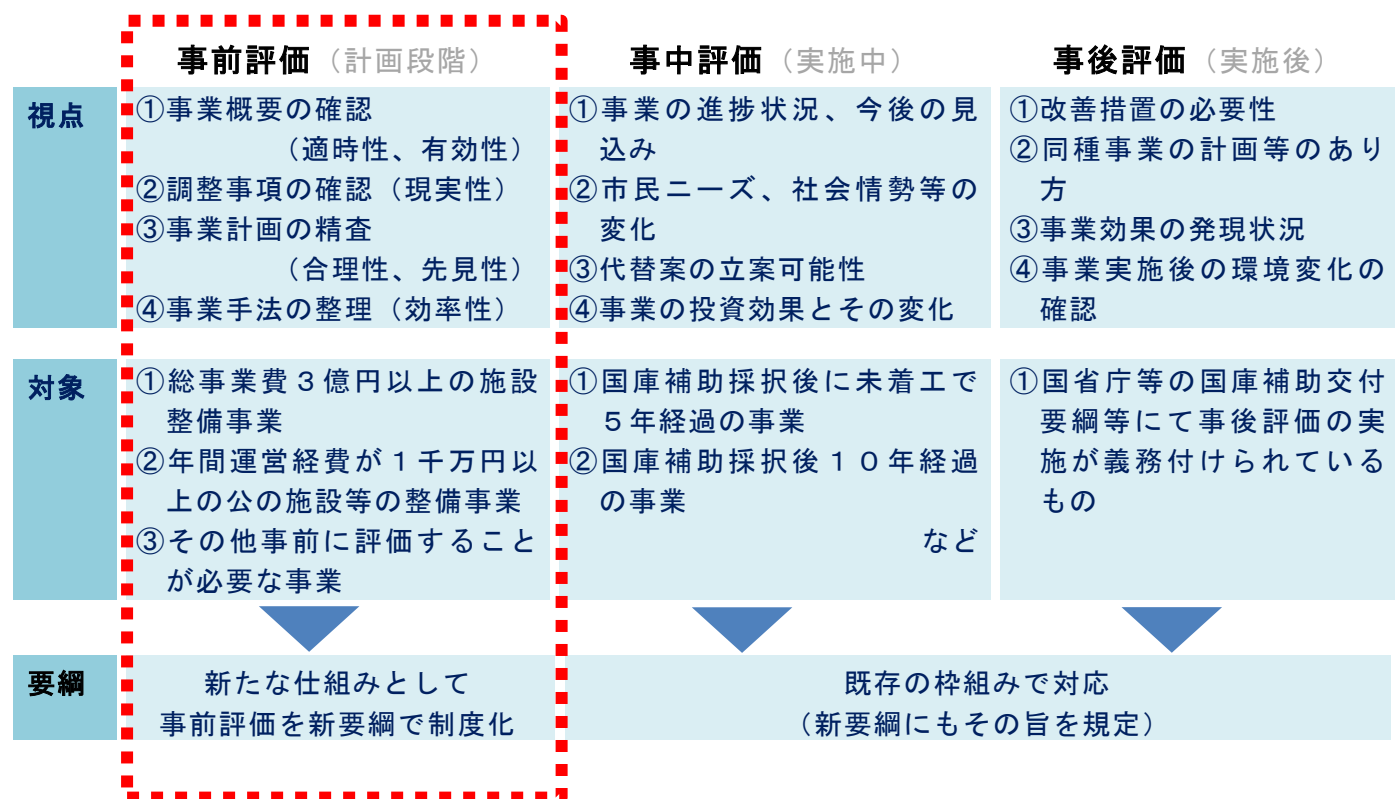


1 公共事業評価制度の全体像



2 事前評価のねらい

事業の企画・計画段階において事業の必要性や効果を判断することにより、事業規模や事業手法の適正化を図るとともに、事業の意思決定や実施過程の透明性の向上を図る。

【事前評価の制度趣旨】

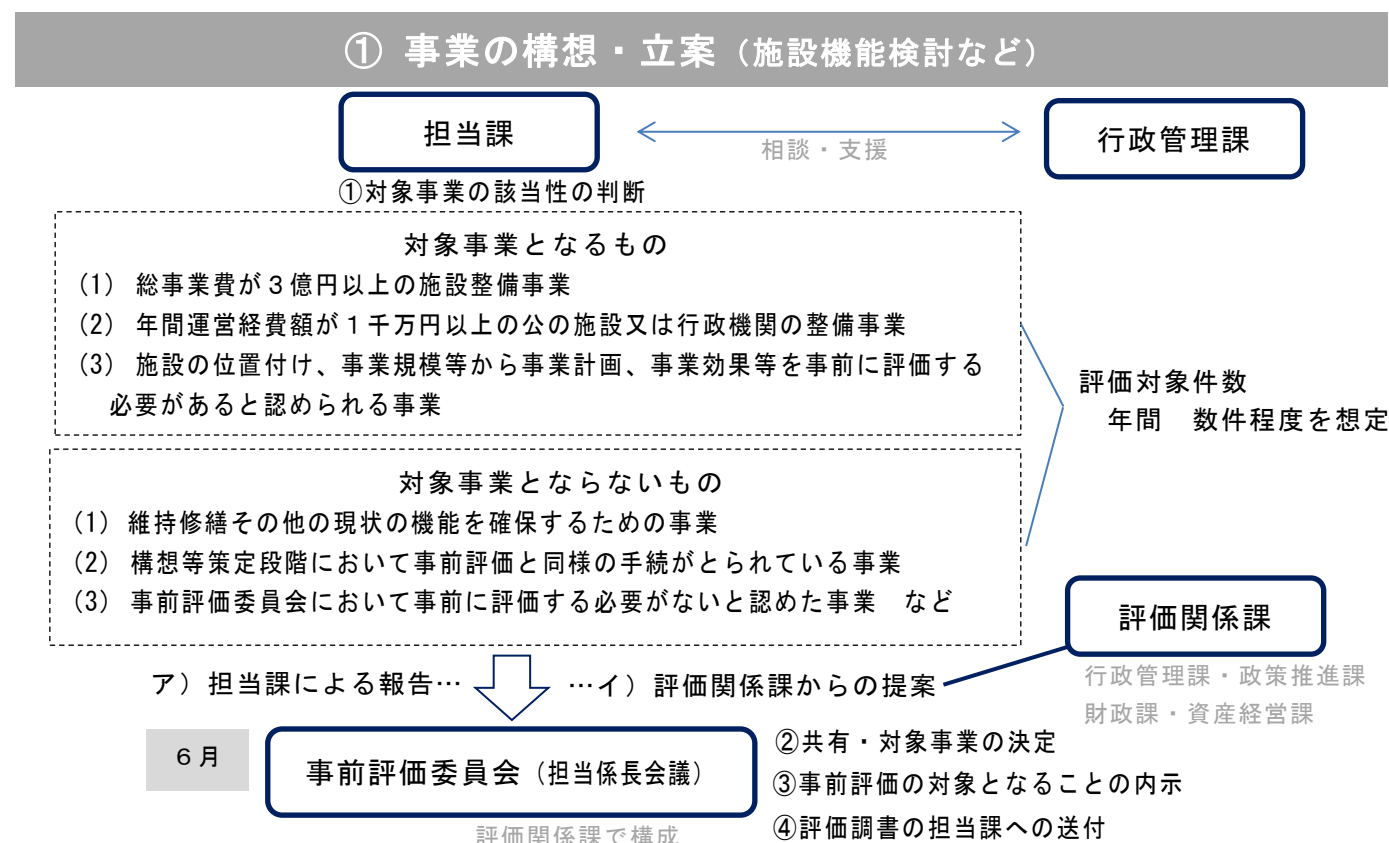
- ①評価の制度化**
統一的な基準と体制により公共事業を評価する仕組みを制度化すること
- ②事業規模及び事業手法の適正化**
一定以上の大規模事業の事業計画 (事業効果、総事業費、ランニングコスト、運営体制等) を実施前段階から評価し、事業規模及び事業手法の適正化を図ること
- ③意思決定の円滑化**
評価項目について、共通フォーマットを基本に整理することで、事業よっての検討深度のバラつきを防止、スピーディで円滑な意思決定につなげる

事業実施過程の透明性の向上
効果的で効率的な事業の実施

▶ **ポイント** 事前評価は、当該事業の見直しやスクラップを目的としたものではない。重要事項の議論及び意思決定の場である庁議・経営会議・調整会議や庁内の検討組織、予算査定の際などに於いて、様々な視点から議論が展開されるよう、多角的な判断材料を提供するという役割を果たす。

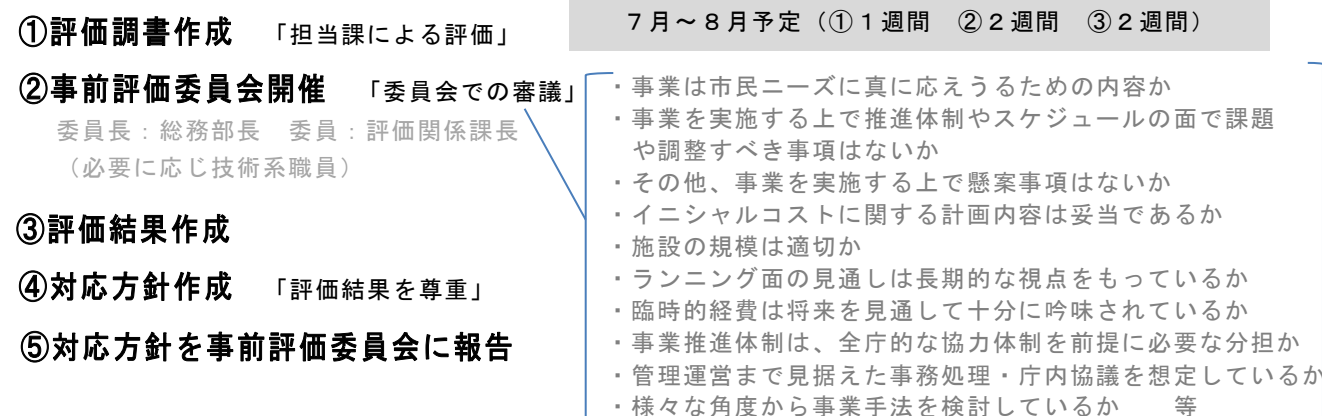
3 事前評価の体系

規程：前橋市公共事業評価実施要綱、前橋市公共事業事前評価委員会要綱



② 事前評価手続

【事前評価の時期】事業の目的、規模、基本的機能、実施場所、全体事業費及び効果の概要が定まった後で、かつ、当該事業における基本設計等の事業実施に係る経費の予算を要求する前まで



③ 事前評価手続終了後

